

様式第2号（第5条関係）

令和4年7月26日

派遣成果報告書

有田市議会議長 様

議員氏名 中西 登志明



有田市議会の議員派遣に関する要綱第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

研修名	自治体決算の基本と実践
研修期間	令和4年7月20日（水曜日）～令和4年7月21日（木曜日）
研修場所	① 全国市町村国際文化研修所（大津） 2 市町村職員中央研修所（千葉） 3 地方議員研究会（博多） 4 その他（ ）
研修の成果	別紙のとおり

※ 「研修の成果」は研修内容や所感などを具体的に別葉に作成して添付してください。

※ 研修先から交付される「終了証」等を添付してください。

「第2回自治体決算の基本と実践～行政評価を活用した決算審査～」の研修報告

日 時 令和4年7月20日水曜日・21日木曜日

場 所 全国市町村国際文化研修所 滋賀県大津市唐崎二丁目13-1

自治体決算の意義と審査のポイント

自治体の決算は、市民の福祉の増進を目的として歳入予算に対する出納実績、歳出予算の適正な執行及びその成果を調査することである。しかし、決算の結果が議会で否決となった場合でも決算については、何も変わらないが道義上の責任があります。

自治体の会計は、一般行政部門の会計を普通会計、その他の会計を区分してその他の会計には、病院・介護サービス・上下水道・国民健康保険があります。

当市では、特別会計として（国民健康保険）（初島財産区）（漁業集落排水）（介護保険）（後期高齢者）、事業会計として（上水道）（病院）となっています。

決算で法律上、必要な書類は、決算書・歳入歳出事項別明細書・実質収支に関する調書・財産に関する調書・証書類・監査委員の意見が必要となります。

決算書の中で流用とあるが、款・項では法律上、流用はできない、しかし共済費は流用が可能となっている。

令和2年度の決算での健全化判断比率は、実質赤字比率（早期健全化基準11.25%～15%）有田市0%、連結実質赤字比率（早期健全化基準16.25%～20%）有田市

0%、実質公債比率（早期健全化基準 25%）有田市 9.2%、将来負担比率（早期健全化基準 350%）有田市 0%となっています。

将来負担比率とは、一般会計の借入や第3セクターまで含めた将来支払っていく可能性のある負担額の大きさをその団体の財政規模に対する割合で表したもので、将来の財政圧迫の可能性を表し、令和2年度の決算で全国市区町村の平均は24%です。有田市は0%となっており、問題のない健全な決算であります。

財務省のホームページでは、令和2年度の決算状況や類似団体比較カードまた財政状況資料集など見ることができるので、過去の決算状況や財政状況資料集を調査し現在の決算状況との比較をおこない財政の調査を行っていききたいと思います。

#### 行政評価を活用した決算審査

地方自治体の行政評価を規定する国の法律は存在しないが、教育委員会の学校評価は国の法律で決められている。行政評価をおこなう場合は、必要性・優位性・有効性・効率性・公平性・合規性・総合性など様々な観点からおこない、行政上の一連の行為が市民及び社会経済に及ぼす影響を把握し、自ら評価するとともに、その評価結果を当該施策に反映させ、また評価に関する情報公表し、効果的かつ効率的に行政の推進に繋げていく必要があります。当市では、地方創成総合戦略において重要業績評価を行っています。有田市全体の行政評価は、現在おこなっていないため今後、有

田市議会基本条例に行政評価についての取り組みを入れていく必要があると思いま  
す。当市にあった制度を導入し行政評価をおこないその結果を市民に公開できるよう  
検討が必要であると感じました。